



No. 4

広報はとまがわ

H 8. 4. 1 現在

地区面積

57,615,103㎡

組合員数

4,320名

昭和43年度完成

米山揚水機場



国営かんがい排水事業施行

昭和42年着工～昭和43年完工、

総事業費4億8千8百万円で施行された。

ごあいさつ

理事長 渡辺 栄司



広報はさまがわ発刊に当り一言御挨拶申し上げます。今年も又、大幅な転作強化がなされ益々厳しい農業状況であります。今年の冬は、久しぶりに雪が多く寒い冬でありましたが、春の訪れと共に田圃には農業機械の響きが、聞こえる様になって参りました。組合員の皆様には益々ご健勝でお過ごしのことと御拝察申し上げます。又、常日頃、本土

等に特段の御高配を頂きまして厚くお礼申し上げます。去る三月六日南方町環境改善センターに於いて、平成八年第一回通常総代会が開催され提出致した全議案が満場異議なく御承認頂きました事を御報告致します。八年度の予算が定められたことにより農作業の着手と同時に土地改良区の運営も始まりますが、役職員は最大限の成果が得られる様心新たに、努力して行く所存です。組合員皆様方へ更なる御支援御協力を、お願い申し上げます。これからの農業農村整備事業について、一言ふれて見ますが、二年前政府は、関税化の猶予期間の六年間、自由化に対応できる

足腰の強い農業の体質強化を図ろうと言うことで、ウルグアイ・ラウンドの農業合意関連対策大綱を策定し6兆100億円の予算を決定しました。その中で、農業農村整備事業に、3兆5、500億円が予定され、宮城県でもこれに伴って、我が国の主要な食糧供給地として、国際化に対応した農業の振興を図るため、県が策定した、宮城県土地改良計画や、農業経営基盤の強化促進に、基本方針に基づき、農業農村整備事業、計画的且つ積極的に、推進する事に定められており、特に大規模は場整備事業については、県内の現在の整備率約40%から平成十三年迄には、70%近くの整備率にする為、加速的に推進が行われております。又、UR（ウルグアイ・ラウンド）対策事業として、担い手育成支援事業が創設さ

れ、本土土地改良区でも事業償還費の負担軽減に取り組んでおりますが、誠に私達にとっては、力強い感が致します。しかし本土土地改良区の現況を考えると、これから主眼とする所は、末端の施設を含めた維持管理であると、私は考えます。皆さんもすでにご承知のとおり、昔を振り返って見ますと現存の農地のほとんどが、排水地帯であった中で、用水不便や排水不良と常に水とのたたかいで、あった事から北上川、追川の河川改修後、先人の方々が口では表現しがたい苦勞をされ、こうした一連の難問題解決のため、昭和四十一年から国営並びに県営かんがい排水事業を打ち、又それに伴って、県営大規模ほ場整備事業が施行され、地区内にほとんど完了となり現在に至っておりますが、管内の農地

が低平地帯であるという宿命的な面もあり、用排水がほとんど機械対応という事で、土地改良事業で造成された施設が、非常に多く又、基幹水利施設、幹線排水路、末端施設等が造成以来20数年経過し、老朽化が進み更新や改修を、余儀なくせざるを得ない状況であります。今後、本土土地改良区といたしまして、各組合員皆様方と共に、地域各機関団体と密接な連携をとり、指導機関の御指導を得ながら、公的助成のもとに、強力に事業を実施しなければならぬと、考えております。つきましては、今後とも一層の御理解、御協力を賜わりますようお願いいたします。また、御発展を祈念申し上げます。



平成八年第一回通常総代会開催

二十八ヶ件提出議案原案通り可決

平成八年第一回通常総代会が、去る三月六日に南方町農

村環境改善センターに於いて、総代七十三名の出席を得て開

催されました。

理事長より、「UR農業合

意の受入れに伴い国際環境に対応できる農業の体質強化の確立をめざし農業経営基盤である、ほ場整備事業の整備率の推進、又新たに創設された担い手育成支援事業等に取り組み実施して参りたいので一層のご理解とご協力をお願い

したい」と挨拶を述べた後、本日会議の議長に浅田信一総代が選任され八年度各種予算を主とした提出議案二十八ヶ件を慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

平成 8 年度

各種会計当初予算 (案)

総額 34億140万円 決まる



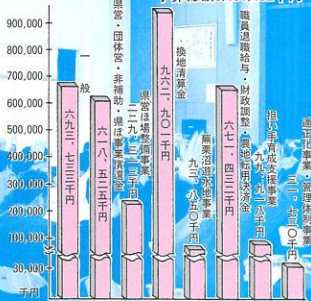
議決事項

- ▼第一号議案 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について
- ▼第二号議案 平準化事業計画の変更について
- ▼第三号議案 担い手育成支援事業計画の承認について
- ▼第四号議案 平成七年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第五号議案 平成七年度特別会計(国営・県営・団体営・非補助・県営事業)償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第六号議案 平成七年度特別会計(県営は場整備事業)歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 平成七年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第八号議案 平成七年度特別会計(担い手育成支援事業)歳入歳出予算議決について
- ▼第九号議案 平成七年度特別会計(無栗沼遊水地事業)積立金歳入歳出予算議決について

- 役権補償費) 積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十号議案 長期借入金及び償還方法の一部変更(県営事業)について
- ▼第十一号議案 平準化資金長期借入金の一部変更について
- ▼第十二号議案 迫川沿岸土地改良区報酬及び費用弁償支給規程の一部改正について
- ▼第十三号議案 平成八年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十四号議案 平成八年度特別会計(国営・団体営・非補助・県営事業)償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十五号議案 平成八年度特別会計(県営は場整備事業)歳入歳出予算議決について
- ▼第十六号議案 平成八年度特別会計(換地清算金)積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十七号議案 平成八年度特別会計(無栗沼遊水地事業)積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十八号議案 平成八年度特別会計(農地転用決済金)の徴収額決定について
- ▼第十九号議案 平成八年度特別会計(職員退職給与・財政調整・農地転用決済金)積立金歳入歳出予算議決について

平成 8 年度予算総括図

予算総額 3,401,402 千円



- 立金歳入歳出予算議決について
- ▼第二十号議案 平成八年度特別会計(担い手育成支援事業)歳入歳出予算議決について
- ▼第二十一号議案 平成八年度維持管理適正化事業実施計画について
- ▼第二十二号議案 平成八年度特別会計(適正化事業・管理特別事業)歳入歳出予算議決について
- ▼第二十三号議案 長期借入金及び償還方法(県営事業)について
- ▼第二十四号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第二十五号議案 一時借入金及び償還方法について
- ▼第二十六号議案 平成八年度賦課金の徴収について
- ▼第二十七号議案 平成八年度用水使用料の徴収について
- ▼第二十八号議案 県営基幹水利施設補修事業計画について
- 全議案「原案可決」……以上

初 予 算

一 般 会 計

八年度一般会計

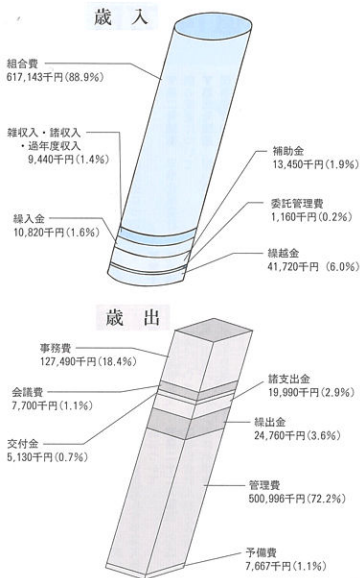
歳入・歳出予算額

六億九千三百七十三万三千円

歳入・歳出のあらまし

歳入は、賦課金六一七、一四三千円で全体の八八・九％を占め、前年度賦課金より四・五％の減額となっている。

算編成に当たっては、厳しい現下の農業収入の激減等を考慮しながら歳入に占める割合も前年度対比一〇・六％の減の配慮した予算となっています。又、歳出は、維持管理費五〇〇、九六千円で全体の七二・二％を占め、今年も維持管理事業については、補助事業に該当する工事等には積極的に取り込んで維持管理費の軽減に努めるなど予算の効率運用を計ることとしました。



平成 8 年度維持管理適正化事業計画

期 別	機 場 名	整備補修工事内容	設置年度
第16期生	舟 橋 機 場	エ ン ジ ン 整 備	昭和58年
第17期生	西 館 機 場	電 気 設 備 整 備	昭和45年
第17期生	山 吉 田 機 場	電 気 設 備 整 備	昭和46年
第18期生	船 越 機 場	1・2号電動機整備	昭和55年
第19期生	西 館 機 場	1号減速機及び1・2号螺旋弁整備	昭和45年

平成 8 年度 当

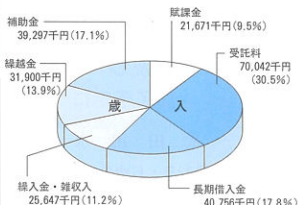
県 ぽ 特 別 会 計

歳入歳出額 2 億 2,931 万円

県営ほ場整備事業・事業費概算額

7 億 8,015 万円 (地区別内訳表)

地区名	事業費	分担金	長期借入金
長沼地区	190,398千円	41,716千円	2,464千円
内 三芳島区	179,542千円	39,297千円	—千円
内 町新田区	6,296千円	1,378千円	1,378千円
内 地蔵区	4,960千円	1,086千円	1,086千円
北浦地区	63,600千円	7,560千円	7,560千円
迫南部地区	424,000千円	22,332千円	22,332千円
内 泥内区	278,992千円	14,740千円	14,740千円
内 土手ノ内区	120,416千円	6,362千円	6,362千円
内 茂原区	24,592千円	1,230千円	1,230千円
野谷地区	159,000千円	8,400千円	8,400千円



特別会計 8 年度 予算 特別会計

換地清算金
962,901千円蕨栗沼遊水地事業
93,850千円職員退職給与・財政調整・
農地転用決済金
671,432千円

積立金

県営・団体営・非補助・
県ぽ事業償還金
618,525千円担い手育成支援事業
99,918千円適正化事業・管理体制事業
31,730千円

合計予算額 2 4 億 7, 8 3 5 万 円

平成8年度

維持管理

インフォ
メーションひかりと水に恵まれて
今年も田に水が

用水期到来

本田揚水開始・4月22日から開始

揚水開始及び
終了予定について

本田用水

○ ○ ○ 4月22日・日中のみ揚水 ○ ○ ○

▽▽▽▽▽▽▽▽

4月23日から8月31日まで毎日24
時間運転とする。但し、9月1日以降10日までは、
稲の成育状態により運転することも
ある。

揚水期に入りますと、
用排水路は満水又機場は
電気需要期となり危険箇
所となります。

日頃これらの対応とし
て安全施設の整備をはじ
めとし、広報、立看板に
より事故防止の呼びかけ
を実施しているところで
すが、尚一層地域皆さんの
御協力をお願いします。

キケン防止

協力をお願い申し
上げます。

揚水計画円滑な水利用

本年もいよいよ農繁期を迎え、組合員皆様にはお
忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

8年度の本用水は、4月22日から揚水開始の計画
となっています。例年のごとく5月の連休が水引の
ピーク時となりますので、お互いに代掻き揚水計画・
作業の繰り合い等なされ、より円滑な水利用に御協
力をお願いします。

用水施設の管理方法

土地改良区が、管理する水路は幹支線級のみであ
り小水路については関係組合員の管理となります。

又、用水不便地域については、水路監視人による
巡視調整、或は臨時ポンプの設置対応となります。

水路管理は、常に円滑な水利用を図るために浚渫
1回・藻刈2回を実施し、揚水機・樋門等は委託契
約のもと運転管理します。

排水に当たっては、降雨量等の状況により適切な運
転を図ります。

「子供は国の宝みんな
水の事故から守りましょう」

本年も四月二十日より本田揚水が一斉に開始され、
各用排水路が満水となり、九月上旬まで非常に危険
な状態が続くこととなります。気候が暖かくなるに
つれて、子供達も活発に外に出て遊ぶ機会が多くな
り、水に親しみ易い季節となって参ります。当土地
改良区も水路による悲惨な事故を繰り返さないよう
に、安全施設（防護柵、立札）の整備を行ない、更
に幼稚園、小学校への注意指導等お願いし未然防止
に努力しているところであります。これから農繁期
に向けて、家族ぐるみの監視注意が薄れがちになり
ます。油断は禁物、相手は幼ない子供達です。家
族との会話で水のこわさを教え水路付近での遊びを
させないよう地域ぐるみで注意し、事故防止に是非、



★こんな時はお届け下さい!!組合員の皆さんへ
諸名義変更等の手続きは速やかに土地改良区へ

~~~~~ 届出はお済みですか？

→組合員資格得喪届出を+

### 1. 農地転用等の方へ

当土地改良区内の田（農地）を畑や宅地（農地以外）に転用する場合。（下記の決済金が必要となります。）

### 2. 名義変更・売買等による移動の方へ

当土地改良区の地区内にある耕作地を売買したとき又は経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託等（取得・喪失）した場合、届出がないといつまでも従前のままでの地積で賦課されます。

### 3. 農業者年金受給者の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行った場合。以上の場合は、当事者連署押印（認印）の上お願いいたします。

★**尿浄化槽等を設置する場合** .....届出  
 し尿浄化槽・畜産汚水処理槽等の設置、並びに家庭雑排水等を当土地改良区の地区内に放流する場合は、必ず手続きをされて許可を受けて下さい。

※届出は、直接当土地改良区へお願いいたします。

T E L 0220 (58) 2 0 2 4 代表

~~~~~  
 農業用排水路への
 ゴミ等の不法投棄はやめましょう
 ~~~~~  
 ゴミ等の不法投棄により土地改良施設に支障をきたして居りますので、絶対に捨てないよう皆様の御協力を切にお願いします。

平成8年度農地転用決済金一覧表

| 地 区 名         | 1,000㎡当り金 | 備 考               | 地 区 名         | 1,000㎡当り金 | 備 考                     |
|---------------|-----------|-------------------|---------------|-----------|-------------------------|
| 第 1 地 区       | 249,640円  |                   | 第 6 地 区       | 195,464円  | 第1地区決済金に<br>加算される       |
| 第 1 地 区       | 167,640円  | 用水のみ地区            | 第 7 地 区       | 168,180円  | 米山地区決済金に<br>加算される       |
| 第 2 地 区       | 207,640円  |                   | 第 8 地 区       | 96,912円   | "                       |
| 第 2 地 区       | 125,640円  | 用水のみ地区            | 第 9 地 区       | 102,111円  | "                       |
| 第 2 地 区       | 136,320円  | 排水のみ地区            | 第 10 地 区      | 120,432円  | 第1地区及び第2地区<br>決済金に加算される |
| 沼 地 沼 崎       | 228,320円  |                   | 第 11 地 区      | 249,974円  | 第1地区及び第2地区<br>決済金に加算される |
| 崎 区 大 平 前     | 91,640円   |                   | 第 13 地 区      | 267,519円  | 第1地区決済金に<br>加算される       |
| 内 地 第 1 区     | 160,320円  |                   | 長 地 町 新 田 区   | 295,087円  | 第2地区決済金に<br>加算される       |
| 第 2 区         | 133,640円  |                   | 沼 区 地 粮 区     | 321,576円  | "                       |
| 浦 区 第 3 区     | 79,640円   |                   | 北 浦 地 区       | 275,765円  | "                       |
| 米 山 地 区       | 204,320円  |                   | 迫 地 泥 内 区     | 100,884円  | "                       |
| 大 網 地 区       | 32,958円   | 第1地区決済金に<br>加算される | 南 土 手 ノ 内 区   | 49,345円   | "                       |
| 西 谷 地 地 区     | 123,920円  | 米山地区決済金に<br>加算される | 部 区 茂 伝 治 区   | 68,196円   | "                       |
| 県 第 千 分 千 貫 区 | 80,425円   | 第1地区決済金に<br>加算される | 野 谷 地 地 区     | 30,239円   | 第1地区決済金に<br>加算される       |
| 一 貫 区 野 谷 地区  | 122,098円  | "                 | 県 事 第 1 地 域   | 29,374円   | 第1地区及び第2地区<br>決済金に加算される |
| 地 畑 岡 分 区     | 96,458円   | "                 | 営 業 第 2 地 域   | 14,178円   | 米山地区決済金に<br>加算される       |
| ぼ 区 一 ノ 曲 分 区 | 254,430円  | "                 | 平 事 第 地 千 貫 区 | 14,514円   | 第1地区決済金に<br>加算される       |
| 第 2 地 区       | 61,210円   | "                 | 野 谷 地区        | 23,290円   | "                       |
| 第 3 地 区       | 76,590円   | 米山地区決済金に<br>加算される | 一 区 一 ノ 曲 分 区 | 7,211円    | "                       |
| 第 4 地 区       | 120,039円  | 第1地区決済金に<br>加算される | 第 6 地 区       | 21,745円   | 第1地区決済金に<br>加算される       |
| 第 5 地 区       | 123,919円  | "                 | 第 10 地 区      | 5,435円    | 第1地区及び第2地区<br>決済金に加算される |
|               |           |                   | 化 業 第 11 地 区  | 11,871円   | "                       |

## 平成 8 年度賦課金並びに徴収期限一覧表

| 区 分               |             | 1,000㎡当り<br>賦 課 金 | 徴 収 期 限             |                                             | 備 考           |
|-------------------|-------------|-------------------|---------------------|---------------------------------------------|---------------|
|                   |             |                   | 第 1 期               | 第 2 期                                       |               |
| 経 常 賦 課 金         |             |                   |                     |                                             |               |
| 事 務 費             |             | 2,700円            | 平成 8 年 4 月 15 日 発 付 | 平成 8 年 11 月 15 日 発 付                        | 第 1 期 70% 賦課  |
|                   |             | 540               | 平成 8 年 4 月 30 日 限 り | 平成 8 年 12 月 2 日 限 り                         | 第 2 期 30% 賦課  |
| 第 1 地 区           |             | 5,400             | "                   | "                                           | "             |
|                   |             | 2,700             |                     |                                             |               |
|                   |             | 1,080             |                     |                                             |               |
| 第 2 地 区           |             | 3,800             | "                   | "                                           | "             |
|                   |             | 760               |                     |                                             |               |
| 排 水 地 区           |             | 4,100             | "                   | "                                           | "             |
|                   |             | 2,050             |                     |                                             |               |
|                   |             | 820               |                     |                                             |               |
| 沼 崎               | 沼 崎         | 8,900             | "                   | "                                           | "             |
|                   | 大 平 前       | 2,000             |                     |                                             |               |
| 内 浦               | 第 1 区       | 5,500             | "                   | "                                           | "             |
|                   | 第 2 区       | 4,100             |                     |                                             |               |
|                   | 第 3 区       | 1,300             |                     |                                             |               |
| 米 山 地 区           |             | 7,800             | "                   | "                                           | "             |
|                   |             | 1,560             |                     |                                             |               |
| 特 別 会 計 償 還 賦 課 金 |             |                   |                     |                                             |               |
| 県 分 担 営 金         | 第 1 地 区     | 2,700円            |                     | 平成 8 年 11 月 15 日 発 付<br>平成 8 年 12 月 2 日 限 り | 第 2 期 100% 賦課 |
|                   | 第 2 地 区 田   | 1,510             |                     |                                             |               |
|                   | 第 2 地 区 畑   | 302               |                     |                                             |               |
| 大 網 地 区           |             | 9,540             |                     | "                                           | "             |
| 西 谷 地 地 区         |             | 10,720            |                     | "                                           | "             |
| 県 第 一 地 区         | 千 分 千 貫 区   | 5,660             |                     | "                                           | "             |
|                   | 貫 区 野 谷 地 区 | 2,390             |                     | "                                           | "             |
|                   | 畑 岡 分 区     | 9,080             |                     | "                                           | "             |
|                   | 一 ノ 曲 分 区   | 7,970             |                     | "                                           | "             |
| 県 ぽ 第 2 地 区       |             | 6,970             |                     | "                                           | "             |
| 県 ぽ 第 5 地 区       |             | 8,340             |                     | "                                           | "             |
| 県 ぽ 第 10 地 区      |             | 7,430             |                     | "                                           | "             |
| 県 ぽ 第 4 地 区       |             | 7,480             |                     | "                                           | "             |



| 区 分                   |           | 1,000㎡当り<br>賦 課 金 | 徴 収 期 限 |                                   | 備 考         |
|-----------------------|-----------|-------------------|---------|-----------------------------------|-------------|
|                       |           |                   | 第 1 期   | 第 2 期                             |             |
| 特 別 会 計 償 還 賦 課 金     |           |                   |         |                                   |             |
| 県 ぽ 第 6 地 区           |           | 4,920円            |         | 平成 8 年11月15日交付<br>平成 8 年12月 2 日限り | 第 2 期100%賦課 |
| 県 ぽ 第 11 地 区          |           | 4,570             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 第 13 地 区          |           | 7,880             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 第 3 地 区           |           | 8,340             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 第 7 地 区           |           | 10,300            |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 第 8 地 区           |           | 8,800             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 第 9 地 区           |           | 9,110             |         | 〃                                 | 〃           |
| 県 ぽ 特 別 会 計 特 別 賦 課 金 |           |                   |         |                                   |             |
| 長 地 沼 区               | 町 新 田 区   | 15,000円           |         | 平成 8 年11月15日交付<br>平成 8 年12月 2 日限り | 第 2 期100%賦課 |
|                       | 地 鏡 区     | 14,000            |         |                                   |             |
| 北 浦 地 区               |           | 12,000            |         | 〃                                 | 〃           |
| 追 地 南 部 区             | 泥 内 区     | 3,000             |         | 〃                                 | 〃           |
|                       | 土 手 ノ 内 区 | 2,000             |         |                                   |             |
|                       | 茂 伝 治 区   | 2,500             |         |                                   |             |
| 野 谷 地 地 区             |           | 1,000             |         | 〃                                 | 〃           |

## 平成8年度用水使用料

| 区 分       | 1,000㎡当り<br>用水使用料 | 徴 収 期 限                     | 備 考          |
|-----------|-------------------|-----------------------------|--------------|
| 事 務 費     | 2,700 円           | 平成8年11月15日交付<br>平成8年12月2日限り | 一般事務費賦課の100% |
| 第 1 地 区   | 2,700             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 第 2 地 区   | 1,900             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 排 水 地 区   | 2,050             | 〃                           | 一般管理費賦課の50%  |
| 内 浦 第 1 区 | 3,850             | 〃                           | 一般管理費賦課の70%  |
| 内 浦 第 2 区 | 2,870             | 〃                           | 一般管理費賦課の70%  |
| 米 山 地 区   | 3,510             | 〃                           | 一般管理費賦課の45%  |


**賦課金の納入は**  
**期限内に納入下さるよう**  
**御 協 力 を**

本年度第一期賦課金は四月十五日交付、四月三十日限りで一般会計賦課金のみを徴収することになりますので、組合員皆様方の特段の御協力をお願い申し上げます。

**納入期限は4 / 30です。**


# 8 年度工事施行計画図

## 長 沼 地 区

客土工 A = 16ha

暗渠排水工 A = 135ha

## 北 浦 地 区

幹線排水路装工 L = 400m

## ← 長 沼 地 区

三方島工区幹線農道舗装工事

### 工 事 概 要

舗装延長 L = 862m

幅員全幅 B = 7.0m

有効幅員 B' = 5.5m

今回舗装工と共に荒川橋梁も完成し、  
農作業の効率化が一層計られます。



# 県営ほ場整備事業

## 迫南部地区

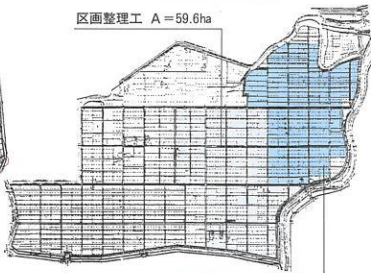
区画整理工 A = 29.9ha



泥内排水機場基礎工一式

## 野谷地地区

区画整理工 A = 59.6ha



暗渠排水工 A = 55.3ha

## 野谷地地区 1 工区（事後転作跡地）整地状況 （小山田川堤防よりのぞむ）



…お知らせ…

換地でこんな時

御相談下さい

■換地業務で行なう

前提登記について

当改良区では現在、「長沼地区」「北浦地区」「迫南部地区」「野谷地地区」と4地区についてはほ場整備事業が進行中でありますが、その事業地区内に於いて次の事項については、「前提登記」として、改良区が登記事務を代行する事ができますのでお知らせ致します。

①登記名義人の表示の変更の登記

一所有者の住所、氏名についての変更、更生

②相続による所有権移転の登記

一相続登記の未了のもの  
これらの登記は、工事着手時から、換地処分登記までの間に終了する事となっていますので、登記を必要とされる方は早めに、当改良区「換地係」まで御相談下さい。

尚、贈与又は交換による所有権移転登記及び、抵当権に係る登記はできませんので、申し添えます。

## 休日のお知らせ

四月から

## 毎週土曜日休日

平成八年三月三十一日まで  
は毎月第二土曜日並びに第四  
土曜日が土曜日休日であった  
が毎週土曜日が休日となりま  
すのでお知らせいたします。

組合員皆様方には尚一顧の  
御理解ある御了承をお願いい  
たします。

尚用水の需用期又は降雨時  
排水等の場合は組合員皆様方  
に御不便又は御心配かけない  
よう今まで通り四月中旬当り  
から五月末まででは職員が  
交替勤務を行ない職務に当た  
りますので御心配のないよう  
お願いいたします。

お願ひいたしお知らせいた  
します。六月以降並びに降雨  
時排水についてはその状況に  
応じて勤務いたします。

連絡の件がありましたなら  
左記の電話番号の方へ連絡を。  
電話番号〇二二〇

五八二〇二四  
五八二〇二五

全国土地改良事業団体連合会  
会長表彰受賞者紹介

去る三月二十二日東京都千

代田区砂防会館に於て全国各  
都道府県から役員一名、職員  
一名づつが推せんを受け第三

十七回功労者表彰式がとり行  
われその席上に於いて宮城県  
から職員の部として本土地改  
良区の職員が永年に亘り土地  
改良事業の向上発展に寄与し  
その功績が認められ土地改良  
事業功労者として全国土地改  
良事業団体連合会会長表彰を  
次の職員が受賞されましたの  
で紹介いたします。

総務課  
課長 山内 晃

表彰状

宮城県  
山内 晃殿

貴殿が多年にわたり土地改良  
事業に邁進をなされ、その功  
績はもとより顕著であること  
を高く評価いたします。

平成八年三月二十二日

全国土地改良事業団体連合会  
会長 松本 又三郎

## 人事往来

◎総代の部

平城八年 月 日 付

一身上の都合により退任され  
ましたので報告いたします。

◎職員の部

（ ）は旧所属職名  
高橋 登志子  
（総務課庶務係長）

（ ）は旧所属職名  
加藤 公恵  
（総務課庶務係長）

（ ）は旧所属職名  
加藤 公恵  
（総務課庶務係長）

## 表紙の紹介

米山揚水機場・国宮かんば  
い事業で造成され、事業費四  
億八千八百万円を投じられ、  
昭和四十二年着工、同四十三  
年度に完工し、翌年度より運  
転を開始、造成以来二十数年  
経過し各設備の老朽化と水質  
悪化により、ポンプ、エンジ  
ン等の更新、附属する補助機  
械、電気設備、除塵機その他  
種々の設備についても、修繕  
保全事業や適正化事業で幾度  
の整備を行ない現在に至り稼  
働中です。

石 山 よみ子

（会計課賦課徴収係主事）  
小野寺 誠 毅

（会計課賦課徴収係主事）  
渡部 泰 彦

（事業課事業係技術主事）  
千 葉 悦 朗

（事業課事業係技術主事）  
佐 藤 紀 代 美

（事業課事業係技術主事）  
佐 藤 紀 代 美

（事業課事業係技術主事）  
佐 藤 紀 代 美

（事業課事業係技術主事）  
佐 藤 紀 代 美



機 場 内 中 央 操 作 盤



河川側から見た米山揚水機場